

書面での申し込み方法

書面でのお申し込みには「受講の手引き」が必要です。
お近くの都道府県産業廃棄物協会に請求してください。

47都道府県協会連絡先

北海道・東北	信越・北陸・東海	中国・四国
(公社)北海道産業廃棄物協会 TEL.011-241-7611	(一社)新潟県産業廃棄物協会 TEL.025-246-9288	(一社)鳥取県産業廃棄物協会 TEL.0858-26-6611
(一社)青森県産業廃棄物協会 TEL.017-721-3911	(一社)富山県産業廃棄物協会 TEL.076-425-8663	(一社)島根県産業廃棄物協会 TEL.0852-25-4747
(一社)岩手県産業廃棄物協会 TEL.019-625-2201	(一社)石川県産業廃棄物協会 TEL.076-224-9101	(一社)岡山県産業廃棄物協会 TEL.086-254-9383
(一社)宮城県産業廃棄物協会 TEL.022-290-3810	(一社)福井県産業廃棄物協会 TEL.0776-57-0070	(一社)広島県資源循環協会 TEL.082-247-8499
(一社)秋田県産業廃棄物協会 TEL.018-863-7107	(一社)山梨県産業廃棄物協会 TEL.055-244-0755	(一社)山口県産業廃棄物協会 TEL.083-928-1938
(一社)山形県産業廃棄物協会 TEL.023-624-5560	(一社)長野県資源循環保全協会 TEL.026-224-9192	(一社)徳島県産業廃棄物協会 TEL.088-626-1381
(一社)福島県産業廃棄物協会 TEL.024-524-1953	(一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL.058-272-9293	(一社)香川県産業廃棄物協会 TEL.087-847-8400
関東	(公社)静岡県産業廃棄物協会 TEL.054-255-8285	(一社)えひめ産業廃棄物協会 TEL.089-986-3450
(一社)茨城県産業廃棄物協会 TEL.029-301-7100 ~ 029-301-7102	(一社)愛知県産業廃棄物協会 TEL.052-332-0346	(一社)高知県産業廃棄物協会 TEL.088-872-5056
(公社)栃木県産業廃棄物協会 TEL.028-632-5575	(一社)三重県産業廃棄物協会 TEL.059-351-8488	九州・沖縄
(公社)群馬県環境資源保全協会 TEL.027-243-8111	近畿	(公社)福岡県産業廃棄物協会 TEL.092-651-0171
(一社)埼玉県環境産業振興協会 TEL.048-822-3131	(一社)滋賀県産業廃棄物協会 TEL.077-521-2550	(一社)佐賀県産業廃棄物協会 TEL.0952-29-8702
(一社)千葉県産業廃棄物協会 TEL.043-246-9581	(公社)京都府産業廃棄物協会 TEL.075-694-3402	(一社)長崎県産業廃棄物協会 TEL.095-832-8620
(一社)東京都産業廃棄物協会 TEL.03-5283-5455	(公社)大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016	(一社)熊本県産業資源循環協会 TEL.096-213-3356
(公社)神奈川県産業資源循環協会 TEL.045-681-2989	(一社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL.078-381-7464	(一社)大分県産業廃棄物協会 TEL.097-503-0350
	(一社)奈良県産業廃棄物協会 TEL.0744-33-8800	(一社)宮崎県産業廃棄物協会 TEL.0985-26-6881
	(一社)和歌山県産業廃棄物協会 TEL.073-435-5600	(一社)鹿児島県産業廃棄物協会 TEL.099-222-0230
		(一社)沖縄県産業廃棄物協会 TEL.098-878-9360

Web 申込みの Q&A

- Q** Web申込みをしましたが、メールが一通も届きません。
- A** 迷惑メールフォルダに届いている、メールの受信制限をしている、登録したメールアドレスを間違えた等の理由が考えられますので、ご確認ください。これらの理由以外で届いていないようでしたら、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にお問い合わせください。
- Q** Web申込みをしましたが、「受講取消(入金期限経過)」のメールが届きました。どうすればよいですか。
- A** (1) Web申込みを重複して行い、その重複した申込みが取消になった可能性があります。入金を済ませ、受講決定のお知らせメールが届いていれば問題ありません。
(2) 入金期限内に受講料をお支払いいただけなかったため、申込みが取消になった可能性があります。もう一度Web申込みをして、入金期限内に受講料をお支払いください。なお、既に受講料のお支払いをされていた場合は、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にお問い合わせください。
- Q** マイページにログインするためのパスワードを忘れてしまいました。
- A** マイページにログインするためのパスワードは、Web申込み時にご自身で設定したパスワードです。忘れてしまった方は、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にご連絡ください。
- Q** 都合により、申込みをした会場や日程を変更したい場合はどのようにすればよいですか。
- A** 会場や日程は、翌年度末までに開催される同課程の講習会に限り、変更することができます。Web申込みを行った方は、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にご連絡ください。また、会場・受講日の変更は3回までとしております。変更を3回行った後にその講習会を欠席した場合は、受講料の返還にも応じられませんのでご注意ください。
- Q** 受講申込者が受講できなくなりました。受講者の変更はできますか。
- A** できます。Web申込みの方は、マイページから変更できます。ただし、受講日の5日前を経過してしまった場合にはマイページからの変更はできませんので、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))に連絡してください。なお、許可申請のための受講の場合は、変更後の方で許可申請が可能であるかを事前にご確認のうえ、変更してください。
- Q** 処分課程の申込みをしましたが、収集・運搬課程を追加できますか。
- A** できます。Web申込みの方は、マイページから処分課程の受講番号でログインし、「追加受講申込」ボタンをクリックし、お手続きをください。ただし、受講日の10日前を経過してしまった場合にはマイページからお手続きはできませんので、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))に連絡してください。

講習会の受講申込みはWebで!!

処理業(新規)講習会

処理業(更新)講習会

特管責任者講習会

http://www.jwnet.or.jp/

受講の申込みはインターネットが便利です。
※詳細はJWセンターホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> をご覧ください。



Web 申込みのメリット



受講料の割引

Webからお申込みいただくと、受講料が500円割引になります。



受講申込書取寄せ不要

書面の受講申込み書(「受講の手引き」)の取寄せには郵送料がかかりますがWeb申込みでは不要です。



24時間申込み可能

JWセンターホームページにアクセスすれば、24時間いつでもWeb申込みができます。Web申込みでは、本人確認用の写真(画像ファイル)が必要です。



受講料支払手数料が不要

Webでのお申込みの方は、銀行・コンビニ・クレジットカードから受講料のお支払いが選択できます。コンビニ・クレジットカードでのお支払の場合、支払手数料は無料です。銀行振込みでは手数料がかかる場合があります。



合否結果を早めに確認

Webでのお申込みの方には「マイページ」が作成され、申込内容の確認、変更、受講票のダウンロード、いち早く合否結果の確認等ができます。

JW 公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) 教育研修部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階 TEL.03-5275-7115 FAX.03-5275-7116

<http://www.jwnet.or.jp/>

Web申込み手続きの流れ



受講料のお支払い方法

3種類のお支払い方法をご利用いただけます。
ご希望のお支払い方法を選択ください。

- 銀行振込みによるお支払い
- コンビニによるお支払い
- クレジットカードによるお支払い



Web申込みの前に・・・



Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。
Web申込みの前に、JWセンターホームページ「開催日程・空席状況検索・Web申込みはこちら」より、開催日程・空席状況をご確認ください。

インターネット環境をご確認ください。

利用環境
OS:Windows
ブラウザ:Microsoft Internet Explorer 9~11、
Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox

ブラウザの設定について
・「SSL暗号化通信が可能」な設定でご利用ください。
・一部にポップアップを利用しています。「当システムのポップアップを許可する」設定でご利用ください。
詳細はJWセンターホームページを参照ください。

メールの受信設定について
Web申込みではEメールアドレスの登録が必須です。登録されたEメールアドレスに受付手続きの状況の連絡をいたします。あらかじめ「jw-reception@shiken-navi.net」からのEメールを受信できるように設定してください。

修了証の氏名について
修了証の氏名は、JIS X0213:2004 (JIS第1水準~第4水準)の対応文字で交付いたします。非対応の文字は置き換えさせていただきます。(例:高→高等)

顔写真(画像ファイル)の準備

Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。「写真について(ファイルの形式、サイズ等)」を参考に必要な写真(画像ファイル)をご準備ください。(Web申込みを行うパソコンに、あらかじめ画像ファイルを保存しておきます。)

写真について(ファイルの形式、サイズ等)
ファイルの形式:JPEG形式に限ります。(ビットマップ形式やその他の形式のファイルは使用できません。)
ファイルのサイズ:縦832ピクセル×横640ピクセルのものを作成してください。

「画像切取ツール」(ソフトウェア)について
JWセンターホームページからダウンロードできる「画像切取ツール」を使用すれば、簡単な操作で、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した画像ファイルを、上記の形式・サイズに沿ったファイルに変換することができます。元の画像ファイルは、縦832ピクセル×横640ピクセル以上のファイルをご準備ください。詳細はJWセンターホームページを参照ください。

画像加工サービスについて
ご自身で顔写真の加工が出来ない場合は、次のEメールアドレスにデジカメで撮った写真をお送りください。加工して送り返します。【写真送信先メールアドレス:photo@jwnet.or.jp】
※本人確認のため、講習会場で免許証等の提示をお願いすることがあります。

受講課程と受講料

処理業(新規)講習会の種類					
課程名	対象者	業の許可申請ができる修了証の種類	講習期間	通常料金	割引料金
A 産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	2日	30,400円	29,900円
B 産廃の処分課程	産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3日	48,300円	47,800円
C 産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3.5日	67,400円	66,900円
D 特別管理産廃の収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請 産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3日	46,200円	45,700円
E 特別管理産廃の処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請 産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	4日	68,000円	67,500円
F 特別管理産廃の収集・運搬と処分課程	特別管理産業廃棄物の収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	特別管理産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請 産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	4.5日	97,600円	97,100円

処理業(更新)講習会の種類					
課程名	対象者	業の許可申請ができる修了証の種類	講習期間	通常料金	割引料金
G 産廃又は特管産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業の更新許可申請/変更許可申請 特別収集・運搬業の更新許可申請/変更許可申請	1日	20,000円	19,500円
H 産廃又は特管産廃の処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物処分業の更新許可申請/変更許可申請 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請/変更許可申請	1.5日	25,200円	24,700円
I 産廃又は特管産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業・処分業の更新許可申請/変更許可申請 特別管理産業廃棄物収集・運搬業・処分業の更新許可申請/変更許可申請	2日	38,600円	38,100円

排出事業者(特責)講習会					
課程名	対象者	関係条文	講習期間	通常料金	割引料金
J 特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17第1号 第2号	1日	14,000円	13,500円
K 医療関係機関等を対象にした特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17第1号 第1号	1日	14,000円	13,500円